

来年度以降の働き方改革へ向けての準備は万全ですか？

# 「働き方改革」セミナー！

## 法令実務・就業規則対応策と生産性向上に向けた 社員の気持ちと行動が「超」プラス！法改正活用術

今年の6月に働き方改革関連法が成立し、関連する省令や指針が発表され、徐々に詳細が明らかになってきています。

時間外労働の規制に関する省令では、2019年4月以降、限度時間を超えて労働させる場合の手続き方法を決めておかなければならない、年次有給休暇については労働者ごとに調整した管理簿を新たに備え付けておかななくてはならないとされ、労務管理はますます煩雑になっていきます。

そこで、『2020年までを見据えた労働関連法改正のポイントと実務対応』の内容はもちろん法改正を活用して、より一層人が定着する仕組みづくりを行うための社員の気持ちを「超」プラスに変える実際の取組みをお伝えします。

### セミナー内容

- ・人事労務管理に関連する改正法の内容について
- ・改正法に対しての実務対応
- ・就業規則対応策
- ・今回の法改正を、組織力アップ、定着率アップに繋がる社員の気持ちと行動を「超」プラスに変える法改正活用術
- ・まだ使える、これから使える助成金



人財コンサルタント  
一橋克也

保有資格  
●社会保険労務士  
●インパクトカウンセラー

平成23年12月、ひとつばし社会保険労務士事務所開業。約40名の従業員の企業の代表としての自身の経験を活かし、現在、人財コンサルタントとして、企業の「ひと」に関する、採用・教育（研修）・評価制度の構築といった「人」に関するコンサルティング業務を提供している。

## 開催要項

同業の方はご遠慮願います。

日時

2018年11月9日(金) 14:00~17:00 【受付】13:30~

会場

フリースペースジョープラ 貸会議室

愛媛県松山市朝生田町5丁目1-25 ジョープラ3F内

※ご参加料金は当日受付にてお支払いください。

参加費

御一人様 3,000 円 (税込)

※席に限りがございますので人数が多い場合は、先着順とさせていただきます。

申込方法

10月26日(金) までに切り取らずに送信してください。

お問い合わせ

ひとつばし社会保険労務士事務所 松山市桑原7-5-13 一橋まで

TEL/FAX:089-932-7760 E-mail : onebridge-ka@mb.pikara.ne.jp

### 「働き方改革 セミナー」お申し込み書

## FAX (089)932-7760 このままFAXでお申し込みください 24時間受付中！

ふりがな		ふりがな	
会社名		代表者	
所在地	〒		
TEL : ( ) -		メールアドレス	
ふりがな 参加者名	役職	お名前	
		ふりがな 参加者名	役職
			お名前